

【プレスリリース】

- 東京運動記者クラブ
- JOC 記者会・JSPO 記者クラブ
- 都庁記者クラブ
- (一社) 日本雑誌協会



一般財団法人オリンピックQシリーズ 2028 東京財団

REF.NO.NEWS-26-01

2026 年 8 月 3 日

一般財団法人オリンピックQシリーズ 2028 東京財団を設立 設立時理事会にて太田雄貴会長を選定

LA28 オリンピック競技大会の予選となるオリンピックQシリーズ 2028 東京（2028 年 5 月 4 日から 7 日まで開催予定）の開催に向けて、公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）は、本日、一般財団法人オリンピックQシリーズ 2028 東京財団を設立し、代表理事／会長に太田雄貴を、副会長に佐藤智秀及び南壮一郎を、事務総長に栗岡祥一を選定しました。また、財団設立後に開催した第 1 回理事会では、本財団の運営に必要な事項について審議・決定し、大会成功に向けた約 2 年間の準備をスタートさせました。設立時理事会及び第 1 回理事会の概要は下記のとおりです。

—記—

【設立時理事会】

- 日時： 2026 年 8 月 3 日（月）12:00～12:30
- 場所： JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 3F 会議室 1
東京都新宿区霞ヶ丘町 4-2
- 内容：
 1. 設立時代表理事（会長）の選定について
 2. 副会長及び事務総長の選定について
 3. 一般財団法人オリンピックQシリーズ 2028 東京財団運営の方向性について
- 資料：
 - 一般財団法人オリンピックQシリーズ 2028 東京財団 設立時役員等名簿…資料 1
 - 副会長及び事務総長の選定について…資料 2
 - オリンピックQシリーズ 2028 東京財団 運営の方向性（案）…資料 3
 - オリンピックQシリーズ 2028 東京財団 役員等行動規範（案）…資料 4
 - 誓約書（案）…資料 5
（参考資料）
 - オリンピックQシリーズ 2028 東京財団 定款…資料 6

【第 1 回理事会】

- 日時： 2026 年 8 月 3 日（月）12:45～14:00
- 場所： JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 3F 会議室 1
東京都新宿区霞ヶ丘町 4-2

■ 内容：

1. 決議事項

- 第1号議案 ガバナンス確保及び規程類について
- 第2号議案 業務執行理事の設置及び選定について
- 第3号議案 JOCとの基本協定の締結について
- 第4号議案 東京都との基本協定の締結について
- 第5号議案 2026年度事業計画及び予算について
- 第6号議案 JOCからの資金受入について
- 第7号議案 設立当初から必要な契約案件について
- 第8号議案 設立者による契約の承継について
- 第9号議案 評議員会の開催について

■ 資料：

- 一般財団法人オリンピックQシリーズ 2028 東京財団役員等名簿…資料 1
- オリンピックQシリーズ 2028 東京財団 ガバナンス確保及び規程類について…資料 2-1
- オリンピックQシリーズ 2028 東京財団 各種規定類一覧…資料 2-2
- 業務執行理事の設置及び選定について…資料 3
- JOCとの基本協定の締結について…資料 4
- 東京都との基本協定の締結について…資料 5
- 2026年度 事業計画書及び予算…資料 6
- JOCからの資金の受け入れについて…資料 7
- 設立当初から必要な契約案件について…資料 8
- 設立者による契約の承継について…資料 9
- 評議員会の開催について…資料 10

【オリンピックQシリーズについて】

オリンピックQシリーズ（旧称：オリンピック予選シリーズ）は、パリ 2024 大会に向けて初めて採用され、2024 年には上海（中国）とブダペスト（ハンガリー）で開催されました。世界のトップアスリートがオリンピック出場を目指して鎬を削ると同時に、都心でアーバンスポーツとフェスティバルの要素を融合して、次世代を中心に会場を訪れる人々に競技以外の部分でもエンターテインメントを提供する、国際オリンピック委員会（IOC）主催の新しいタイプの総合大会です。2028 年の LA28 に向けた大会は、東京を皮切りに 4 都市で開催されます。東京では、2028 年 5 月 4 日から 7 日の開催期間で、3x3 バスケットボール、自転車／BMX フリースタイル、スポーツクライミング、スケートボード（ストリート、パーク）が実施されます。

一般財団法人オリンピック Q シリーズ 2028 東京財団 設 立 時 理 事 会 議 事 次 第

日時:2026 年 8 月 3 日(月) 12 時 00 分～

場所:JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 3階
会議室 1

【議 題】

第1号議案 設立時代表理事(会長)の選定について

第2号議案 副会長及び事務総長の選定について

第3号議案 一般財団法人オリンピックQシリーズ 2028 東京財団の運営の方向性について

【資 料】

- ・ 一般財団法人オリンピック Q シリーズ 2028 東京財団 設立時役員等名簿 . . . 資料 1
- ・ 副会長及び事務総長の選定について . . . 資料 2
- ・ オリンピック Q シリーズ 2028 東京財団 運営の方向性 . . . 資料 3
- ・ オリンピック Q シリーズ 2028 東京財団 役員等行動規範(案) . . . 資料 4
- ・ 誓約書(案) . . . 資料 5

(参考資料)

- ・ オリンピック Q シリーズ 2028 東京財団 定款 . . . 資料 6

一般財団法人オリンピックQシリーズ2028東京財団 設立時役員等名簿

(敬称略、五十音順)

	役 職	氏 名	所 属 先 役 職 等
1	理事	今井 泰徳	日本オリンピック委員会 事務局長
2	理事	太田 雄貴	日本オリンピック委員会 専務理事
3	理事	栗岡 祥一	元東京都副知事
4	理事	佐藤 智秀	東京都副知事
5	理事	野口 啓代	プロフリークライマー
6	理事	広瀬 史乃	弁護士、日本バスケットボール協会 監事、 元東京2025世界陸上財団 理事
7	理事	福武 英明	株式会社ベネッセコーポレーション 取締役会長、 福武財団代表理事 理事長
8	理事	丸山 雅代	東京都スポーツ推進本部長
9	理事	皆川 賢太郎	冬季産業再生機構 代表理事、 日本アーバンスポーツ支援協議会 理事
10	理事	南 壮一郎	ビジョナル株式会社 代表取締役社長
11	理事	三宅 宏実	日本オリンピック委員会 理事、 日本ウエイトリフティング協会 常務理事
12	理事	矢嶋 雅子	弁護士、慶應義塾大学大学院法務研究科 教授、 東京2025世界陸上財団 評議員

	役 職	氏 名	所 属 先 役 職 等
1	監事	小林 久美	公認会計士、日本陸上競技連盟 監事、 スポーツ団体ガバナンスコード適合性審査委員
2	監事	渡邊 剛	弁護士、東京2025世界陸上財団 監事

<参 考>

	役 職	氏 名	所 属 先 役 職 等
1	評議員	井口 加奈子	弁護士、日本プロサッカーリーグ 理事、 日本スポーツ仲裁機構 仲裁人
2	評議員	大橋 卓生	弁護士、東京2025世界陸上財団 評議員
3	評議員	北島 康介	東京都水泳協会 会長、 日本アーバンスポーツ支援協議会 理事

○ 副会長

会長に事故があるとき、会長が欠けたときの評議員会の招集及び理事会議長
(定款第17条第3項、第23条第3項、第34条第2項)

○ 事務総長

当法人の業務執行理事であり、事務局の長
(定款第23条第3項、第40条第2項)



オリンピックQシリーズ2028東京財団 運営の方向性

Olympic Q-Series 2028 | Tokyo | 4-7, May 2028

目次

1. 序文
2. オリンピックQシリーズ（大会概要）
3. ミッション・ビジョン
4. ガバナンス確保の取組
5. 役員等の選任

序文

2026年、私たちは東京2020オリンピック・パラリンピックから5周年という大きな節目を迎えました。大会史上初めて実施されたアーバンスポーツでは、若きアスリートたちが技を競い、フェアプレーの精神で互いを称え合い、国境を越えて交流する姿が、未来への無限の可能性を世界に示しました。

この鮮烈なデビューは、ストリートや公園といった日常の都市空間で身体を動かすというスポーツの原点を再認識させる契機となりました。現在、日本各地ではアーバンスポーツパークの整備が進み、トップアスリートの活躍に触発されて競技に打ち込む子どもたちも着実に増えています。

そして2028年5月、オリンピックQシリーズ2028が東京で開催されます。都心に設けられた会場で、大観衆の声援を浴びながらオリンピックバリューを体現するアスリートの姿は、次世代のみならず、日本の幅広いスポーツファンの心を大きく揺さぶることでしょう。私たちは今、日本を代表する都市景観とユースカルチャーの中心地でアーバンスポーツをホストし、次世代へ再び大きな夢を届けたいと考えています。

会場となる代々木アーバンパークを擁する渋谷・原宿エリアは、若者のエネルギーが日常的に交差し、大規模な再開発によって刻々とその姿を変え続ける、東京屈指のダイナミックなエリアです。この地でオリンピックQシリーズを開催することで、次世代が自由な発想で創造性を発揮し、スポーツとアートを通じて誰もが自由に自己表現できる舞台を創出します。競技フィールドと街が一体となった、新たな都市の活力をここから発信してまいります。

オリンピックQシリーズ (Olympic Q-Series)

大会概要

- ロサンゼルス2028大会の出場枠をかけて、6競技のトップ選手が参加する最終予選
- 東京のほか、上海・モントリオール・オーランドの「全4大会」でひとつのシリーズとして構成されている
- 今回が2度目の開催（第1回はパリ2024大会の出場枠をかけて、上海とブダペストで開催）

■ 主催：国際オリンピック委員会（International Olympic Committee：IOC）

■ 英語大会名称：Olympic Q-Series 2028 – Tokyo

■ 和文大会名称：オリンピックQシリーズ2028東京

■ 大会会期：2028年5月4日（木）～7日（日）＜Stop 1：東京（日本）＞

■ 競技種目：シリーズ全体で6競技実施（東京で実施するのは下線の4競技）

- ・ 3 × 3 バスケットボール
- ・ BMXフリースタイル
- ・ ビーチバレーボール
- ・ スポーツクライミング
- ・ スケートボード
- ・ フラッグフットボール

■ 参加選手数：計464名（Q-Series 2024 実績）

■ 会場：代々木アーバンパーク（都立代々木公園・国立代々木競技場）

■ 運営組織：オリンピックQシリーズ2028東京財団 ※公益財団法人日本オリンピック委員会にて設立

以降のシリーズ日程

- ・ 5月11～14日＜Stop 2：上海（中国）＞
- ・ 6月1～4日＜Stop 3：モントリオール（カナダ）＞
- ・ 6月8～11日＜Stop 4：オーランド（米国）＞

ミッション・ビジョン

オリンピックQシリーズ ▶

世界中のトップアスリートが集結し、
オリンピックへの出場権を争う、
熾烈な最終予選シリーズ

次世代に人気のある
アーバンスポーツの4競技を、
4日間で集中開催

ユースカルチャーと融合し、
次世代が自由な発想で創造性を
発揮するアーバンフェスティバル

ミッション＝Qシリーズが果たすべき使命

▶ Reach the NEXT. | 次なる高みへ

■ LA28を目指すアスリートに最高の舞台を提供

世界最高の舞台を目指すアスリートに、最高の競技環境、ユニークな大会経験、自身の価値と魅力を表現する祝祭のステージを提供

■ 次世代をスポーツへエンゲージ

満員の観客で熱狂的な空間を創出し、次世代がスポーツに出会い、参加し、かかわりたいと思うきっかけを創出

■ スポーツの社会的価値を拡張

持続可能性、多様性・包摂性、地域経済成長など、社会課題の解決や都市の未来に貢献する役割を発揮

ビジョン＝Qシリーズを通じて目指す未来

▶ Defining New Tokyo Color | 新しい東京らしさをつくる

■ スポーツとユースカルチャーが交差する活力ある都市の実現

スポーツと、アート・ミュージック・ファッション・デジタルが融合し、都市そのものを創造性と熱量に満ちたコミュニティへと進化

■ 世界におけるTOKYOのプレゼンス向上

Qシリーズを通じて、東京が持つ魅力、創造性、多様性、都市ブランドを世界へ発信。オリンピック・ムーブメントとともに、国際都市としての存在感向上に寄与

■ 新たな都市型スポーツ大会のモデル提示

誰もがアクセスできるオープンな公園と、周辺の賑わいを生かして、会場及びエリア全体がアスリートとユースカルチャーのエネルギーで満たされる都市型スポーツ大会のモデルに。成功を契機に、アーバンスポーツが広がり、そのインクルーシブな精神で、誰もが尊重され、自分らしさを感じられる都市、世界を実現

ガバナンス確保の取組

オリンピックQシリーズ大会運営組織におけるガバナンス確保の考え方

- 国際スポーツ大会が**都民・国民から歓迎**され、多くの観客動員や関係者の参画・協力を得るためには、**公正で信頼される組織運営が必要不可欠**
- 2025年に東京で開催した世界陸上競技選手権大会は、ガバナンス確保の徹底により**都民・国民の理解と共感**を得るとともに、陸上競技やスポーツが持つ社会的な意義や価値を提示
- オリンピックQシリーズにおいてもこの流れを継承し、**ガバナンス確保を通して都民・国民の理解や共感を得る大会**を実現

「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方に関する指針（スポーツ庁）」や「国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン」を踏まえ、以下の取組を実施する

役員等の適切な選任

- ・ 外部専門家を含む選考委員会を設置
- ・ 選任方針の策定
- ・ 選任理由の公表

利益相反問題の防止

- ・ 専門人材は直接雇用を中心に獲得
- ・ 民間企業等からの出向を受け入れる場合、厳格な利益相反対策を講じ、透明性を確保（マーケティング部門には広告代理店からの出向を受け入れない）
- ・ スポンサー募集は、JOCが主体となり、開催契約を遵守しつつ、公正な手続きにより実施

コンプライアンスの確保

- ・ コンプライアンス委員会や通報窓口の設置
- ・ 役員、職員への継続的なコンプライアンス教育の実施

情報公開の徹底

- ・ 東京都の条例に準じた情報公開制度の導入
- ・ 法定事項に加え、組織の重要な決定や世の中の関心の高い事項を積極的に発信
- ・ 非開示情報についても独立した審査委員会チェック

内部統制・外部チェック

- ・ 契約手続については、弁護士、会計士による外部チェック体制を構築
- ・ 監査室、監事、会計監査人が密に連携する三様監査体制を構築
- ・ リスクアプローチの監査手法導入

危機管理及び不祥事対応体制の構築

- ・ 危機管理マニュアルを策定した上での危機管理体制の構築
- ・ 不祥事発生時は迅速に調査体制を構築し対応

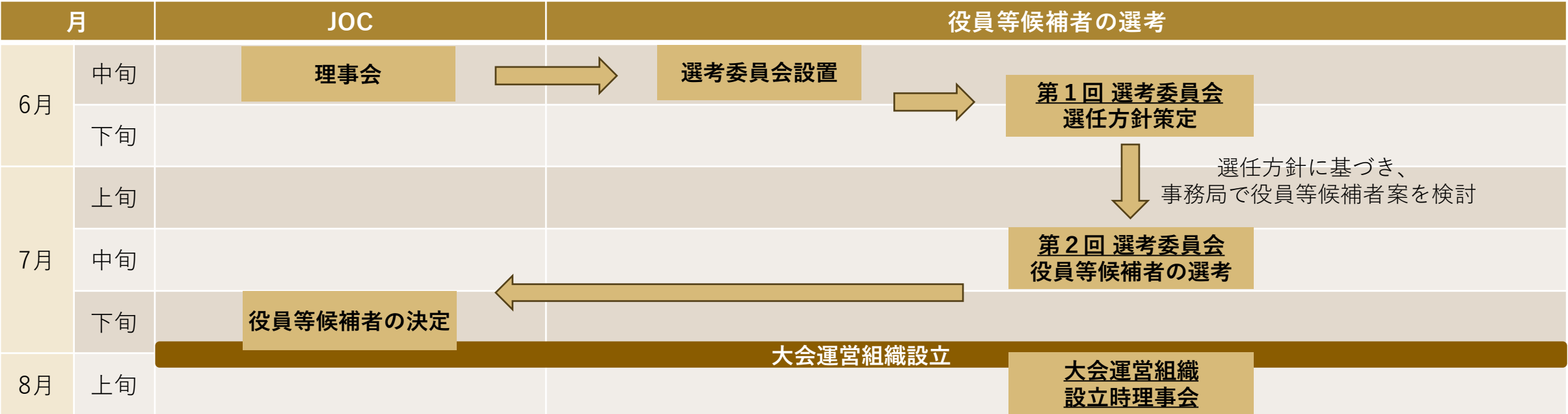
懲罰制度の構築

- ・ 役員及び職員に対する、実効性を備えた懲罰規程の策定及び周知

役員等（評議員、理事、監事）の選任

役員等の適切な選任について

- 適正なガバナンスが確保された、公正で信頼される大会運営組織とするため、「国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン」などを踏まえ、有識者を含む委員で構成する「オリンピックQシリーズ大会開催に係る大会運営組織設立時役員等候補者選考委員会」（以下「役員等候補者選考委員会」）を設置
- 役員等候補者選考委員会において、設置要綱を踏まえ、選任に係る考え方や基本方針、役員等に求められる資質などについて議論し、「設立時役員等選任方針」として取りまとめ
- 当該選任方針に基づき、役員等候補者選考委員会において具体の候補者について選考を実施
- 選考した役員等候補者について、JOC内での承認を経て、役員等候補者が最終決定
- 大会運営組織の設立時理事会において、選任方針及び選任理由を公表



役員等の選任

役員等候補者選考委員会 委員構成

- 委員会は4名体制（大会運営組織の設立後、必要に応じて、大会運営組織に関して知見を有する監事を追加）
- 「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方に関する指針」に則り、有識者及び女性委員を複数名配置
- 東京2025世界陸上、デフリンピック等の開催実績を持つ東京都に対し、大規模国際スポーツ大会における組織運営に関する知見を有する者を委員として推薦するよう依頼

	委員候補	所属/役職	委嘱理由（期待する役割）
委員	生田 圭	・ 生田総合法律事務所 ・ （公財）日本サッカー協会 監事 ・ 大規模な国際又は国内大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方検討PT座長	・ 国際スポーツ大会のガバナンスに関する知見
委員	松尾 祐美子	・ みなとみらい法律事務所 ・ （公財）日本陸上競技連盟 監事 ・ 東京都における国際スポーツ大会のガバナンス強化に向けた有識者会議 委員	・ 国際スポーツ大会のガバナンスに関する知見
委員	星 香里	・ （公財）日本オリンピック委員会常務理事	・ スポーツ政策全般に関する豊富な知見
委員	木島 暢夫	・ 東京都スポーツ推進本部国際スポーツ事業部長	・ 大規模国際スポーツ大会における組織運営に関する知見

役員等選任方針の概要

基本方針

- オリンピック憲章等、国際オリンピック委員会の指針を遵守
- スポーツを通じた女性の社会参画・活躍を促進する観点から、また、多様な価値観や発想を反映させるため、**男女双方とも**、役員等の割合を**原則40%以上を目標**
- 議論の活性化や理事に対するチェック機能の向上、より専門的・客観的な視点からの組織運営の監督といった観点から、**外部役員等**の割合を**25%以上に設定**

共通して求められる一般的な資質

- オリンピックQシリーズの開催趣旨、アーバンスポーツの発展及びアスリートファーストの理念に理解があること
- 関係法令等に理解があり、コンプライアンス意識が高いこと
- 人権や多様性の尊重、持続可能性の追求など、昨今の国際的・社会的要請に対し理解があること
- 政治的中立を保って職務を遂行できること

それぞれに求められる知識・経験・能力等の資質

- 競技運営・国際スポーツ大会等に関する知識・経験
- 組織マネジメントに関する経験等に基づく広い視野、知見
- 大規模イベントの演出・PRまたはユースカルチャー等に関する知識・経験
- ガバナンス・コンプライアンスに関する知識・経験
- 関係法令に一定の知見を有し、独立性を維持しつつ、理事の職務の執行等を監査できる能力（監事）
- スポーツ大会の運営組織の最高意思決定機関の構成員として、大局的見地に立った視点で判断をできる能力（評議員）

役員等選任方針の概要

選任・構成のポイント（理事）

- 必要不可欠でコンパクトな体制を企図
- 以下の4要素に関する知識・経験を踏まえ選任
①競技運営・国際スポーツ大会 ②組織マネジメント ③大規模イベントの演出・PRまたはユースカルチャー等 ④ガバナンス・コンプライアンス
- ジェンダーバランスを確保する観点から、理事における男女双方の割合を原則40%以上に
- 適正なガバナンス体制を確保するとともに、大会準備・運営の実務も考慮した布陣に

理事

（設立時12名）

- オリンピックQシリーズや国際スポーツ大会を熟知し、国内外のスポーツ界の動向に精通している者として、JOCの役職員を3名選任
うち2名は、オリンピック人としての視点・経験を持つ方、そのうち1名は女性アスリートの声を代弁できる方を選任
- 大規模な国際スポーツ大会の開催準備の経験や、豊富な行政経験・組織マネジメント経験を有する者として、東京都の関係者を3名選任
- ガバナンスやコンプライアンスに精通し、スポーツ界にも造詣があり、大規模スポーツ大会の運営の知見を有する法律の専門家を2名選任
- アスリートファーストの大会を実現させるため、アスリートを代表する方を男女1名ずつ選任
- 国際芸術祭を通じた地域振興など、大規模イベントにおける演出・PRに関する知識・経験をする方を1名選任
- 組織設立、運営、拡大の経験を持ち、ビジネス感覚・バランス感覚・コスト意識・スピード感等を持った判断をできる方として、企業経営者1名を選任

- ✓ 各分野からバランス良く人選することで、ガバナンスを適正に確保しつつ、大会準備・運営の着実かつ円滑な推進体制を確保
- ✓ それぞれが責任を持って活発に議論ができる、コンパクトで「機能する理事会」に

役員等選任方針の概要

選任・構成のポイント（監事・評議員）

- 必要不可欠でコンパクトな体制を企図
- 主に、関係法令に一定の知見を有し、独立性を維持しつつ、理事の職務の執行等を監査できる能力（監事）、ガバナンス・コンプライアンスに関する知識・経験（評議員）、スポーツ大会の運営組織の最高意思決定機関の構成員として、大局的見地に立った視点で判断をできる能力（評議員）という視点を踏まえ選任
- ジェンダーバランスを確保する観点から、監事・評議員それぞれにおける、男女双方の割合を原則40%以上に

監事（設立時2名）

- 財務や会計に関する豊富な知識・経験を有し、競技団体の役員等を務めるなど、スポーツ界に造詣がある会計の専門家を1名選任
- ガバナンスやコンプライアンスに精通し、国際的な視野や大規模スポーツ大会の運営の知見を有する法律の専門家を1名選任

✓ 理事の職務執行の適正な監視・監督体制を確保

評議員（設立時3名）

- 競技団体等で役員等を務めるなどスポーツ界に造詣があり、大規模スポーツ大会におけるガバナンス確保に関する豊富な知見を有する法律の専門家を1名選任
- 日本オリンピック委員会をはじめ多数の競技団体の役員等を務め、スポーツ法分野に関する豊富な知見や、大規模スポーツ大会の運営の知見を有する法律の専門家を1名選任
- スポーツ界に造詣があり、国際スポーツ大会の運営組織の最高意思決定機関の構成員として、大局的見地に立った視点で判断できる元オリンピックを1名選任

✓ 中立的・客観的な立場で、法人運営を適正に監視・監督する体制を確保

理事① | 設立時役員等プロフィール及び選任理由

いまい やすのり

今井 泰徳

JOC事務局長

1971年8月4日生

選任理由

日本オリンピック委員会事務局長として、オリンピックQシリーズを日本に招致するなど、大会の開催趣旨を理解し、アーバンスポーツの発展及びアスリートファーストの理念に理解を有している。

また、事務局長として、高いコミュニケーション能力とコンプライアンス意識を有し、人権や多様性の尊重、持続可能性などの社会的要請や健全な組織風土の形成に深い理解を有している。

加えて、日本オリンピック委員会にて、国際関係業務をはじめとした様々な業務に従事した経験から、スポーツ政策に造詣が深く、国際総合スポーツ大会の豊富な知識・経験を有しているほか、組織マネジメントに関する豊富な知見を有し、加盟競技団体との連携力にも富んでいる。

以上から、大会運営組織の組織運営や業務執行等について適切に関与することが期待でき、理事として適任である。



現在の主な活動状況

・公益財団法人日本オリンピック委員会 事務局長

理事② | 設立時役員等プロフィール及び選任理由

おおた ゆうき

太田 雄貴

フェンシング選手／JOC専務理事

1985年11月25日生

選任理由

日本オリンピック委員会専務理事として、オリンピックQシリーズを日本に招致するなど、大会の開催趣旨を理解し、アーバンスポーツの発展に努めているほか、オリンピックとしての経験から、アスリートファーストの理念に深い理解を有している。

また、国際オリンピック委員会の委員や国際フェンシング連盟理事として、国内外のスポーツ界の動向に精通していることはもとより、国際感覚を有し、人権や多様性の尊重、持続可能性などの国際的・社会的要請に対する理解を有している。

加えて、日本オリンピック委員会専務理事、日本アーバンスポーツ支援協議会副会長として、大規模な国際大会やアーバンスポーツに関する豊富な知識・経験を有している。

以上から、大会運営組織の組織運営や業務執行等について適切に関与することが期待でき、理事として適任である。



現在の主な活動状況

- ・公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）専務理事
- ・国際フェンシング連盟（FIE）理事
- ・国際オリンピック委員会（IOC）委員

理事③ | 設立時役員等プロフィール及び選任理由

くりおか しょういち

栗岡 祥一

元東京都副知事

1963年10月20日生

選任理由

東京都において、政策企画局次長、環境局長を経て副知事を務めた実績を持ち、公務員としての豊富な行政経験から、高いコンプライアンス意識を有している。また、総務局人事部長として勤務環境の整備や働き方改革を推進した実績など、風通しの良い健全な組織風土の形成に理解を有している。

加えて、総務、環境、防災など都政の基幹分野を所管する副知事としての経験や、局横断的な調整業務に従事した実績など、組織マネジメントに関する豊富な知識・経験と、多角的な視点及び高度な調整能力を有している。

以上から、大会運営組織の組織運営や業務執行等について適切に関与することが期待でき、理事として適任である。



現在の主な活動状況

・ 東京都副知事（2024.4～2026.7）

理事④ | 設立時役員等プロフィール及び選任理由

さとう ともひで

佐藤 智秀

東京都副知事

1967年9月6日生

選任理由

東京都において、福祉局長、総務局長を経て副知事に就任し、公務員としての豊富な行政経験から、高いコンプライアンス意識を有している。東京都という大規模な組織を統括する立場として、風通しの良い健全な組織風土の形成にも理解を有している。

また、オリンピック・パラリンピック準備局次長としての経験から、大規模国際スポーツ大会の運営に関する知見を有している。加えて、福祉保健局長として新型コロナ対応を指揮したほか、総務局長として防災やコンプライアンス等の危機管理・リスクマネジメントを統括した経験から、組織マネジメントに関して豊富な知見を有している。

以上から、大会運営組織の組織運営や業務執行等について適切に関与することが期待でき、理事として適任である。

現在の主な活動状況

- ・ 東京都副知事
- ・ 一般財団法人東京マラソン財団 評議員



理事⑤ | 設立時役員等プロフィール及び選任理由

のぐち あきよ

野口 啓代

プロフリークライマー

1989年5月30日生

選任理由

スポーツクライミング競技のオリンピックとして、東京2020大会にて、女子複合銅メダルを獲得したほか、国内外の主要大会での豊富な実績を有するなど、日本における女子クライミング界を牽引してきた。オリンピックQシリーズの実施種目の元選手として、開催趣旨への深い理解と実施種目に関する豊富な知見を有していることはもちろん、オリンピックとしての視点やアスリートファーストの理念への理解を有している。

加えて、競技引退後も、プロフリークライマーとして、アーバンスポーツの普及・発展に取り組み、さらに、茨城県スポーツ協会理事として、スポーツ振興や若年層の育成に尽力している。

以上から、女性アスリートの声を代弁し、大会の準備・運営等にアスリートの目線を取り入れる役割を期待でき、理事として適任である。



現在の主な活動状況

- ・プロフリークライマー
- ・AKIYO's COMPANY株式会社 代表

- ・公益財団法人茨城県スポーツ協会 理事

理事⑥ | 設立時役員等プロフィール及び選任理由

ひろせ しの

広瀬 史乃

弁護士

1967年3月8日生



選任理由

弁護士として、訴訟や知的財産法などの法律に関する専門知識と経験を有し、企業法務やガバナンス・コンプライアンス問題に精通しているほか、企業の社外役員としてダイバーシティ推進に携わり、海外との文化交流を推進する団体役員も務めるなど、人権や多様性の尊重にも理解がある。

また、日本バスケットボール協会や全日本野球協会の役員として組織運営に携わるほか、東京2025世界陸上においてコンプライアンス担当理事を務めるなど、スポーツ界の動向や大規模国際スポーツ大会の運営組織におけるコンプライアンス確保に関する知見を有している。

以上から、大会運営組織の組織運営や業務執行等について適切に関与することが期待でき、理事として適任である。

現在の主な活動状況

- ・ 阿部・井窪・片山法律事務所 所属
- ・ 公益社団法人日本バスケットボール協会 監事
- ・ 一般財団法人全日本野球協会 常務理事

- ・ 一般財団法人日本アジア共同体文化協力機構 監事
- ・ 日本コンクリート工業株式会社 社外取締役
- ・ イノテック株式会社 社外取締役
- ・ 東京2025世界陸上財団理事（～2026.3）

理事⑦ | 設立時役員等プロフィール及び選任理由

ふくたけ ひであき

福武 英明

経営者

1977年5月14日生



選任理由

企業経営者として、企業・組織等の運営に関する法令等への理解から、コンプライアンスに関する高い意識を有するほか、文化・芸術を通じた地域振興に取り組むなど、持続可能な社会の実現等の社会的要請への理解を有している。

加えて、瀬戸内国際芸術祭の開催や、香川県や岡山県各島における現代アートや建築を活用した文化活動を実施する等、アートに関する深い造詣や、大規模イベントにおける演出・PRに関する豊富な知識・経験を有している。

以上から、オリンピックQシリーズの特徴である、スポーツとアート等が融合したアーバンフェスティバルの準備・運営等に対してこれまでの知見や経験を反映させる等、大会運営組織の組織運営や業務執行等について適切に関与することが期待でき、理事として適任である。

現在の主な活動状況

- ・株式会社ベネッセコーポレーション 取締役会長
- ・公益財団法人福武財団 代表理事 理事長

- ・株式会社ベネッセスタイルケアグループ 取締役会長
- ・株式会社直島文化村 取締役
- ・STILL Limited Founder and CEO (投資会社)

理事⑧ | 設立時役員等プロフィール及び選任理由

まるやま まさよ

丸山 雅代

東京都スポーツ推進本部長

1967年5月26日生

選任理由

東京都における公務員としての豊富な行政経験から、高いコンプライアンス意識を有する。
また、スポーツ推進本部長として、東京2020大会のレガシーであるアーバンスポーツ施設の活用を推進するなど、アーバンスポーツの発展に理解を有している。

さらに、スポーツ行政の責任者としてスポーツ政策に深い造詣を有するほか、東京2020大会ではライブサイト事業の計画や大会開閉会式の運営に携わるなど、大規模国際スポーツ大会の運営に関する豊富な知識・経験を有している。加えて、デジタルサービス局次長としてGovTech東京の設立に携わるなど、組織マネジメントに関する豊富な知見を有している。

以上から、大会運営組織の組織運営や業務執行等について適切に関与することが期待でき、理事として適任である。

現在の主な活動状況

- ・ 東京都スポーツ推進本部長
- ・ 株式会社東京スタジアム 取締役

- ・ 一般財団法人東京マラソン財団 評議員



理事⑨ | 設立時役員等プロフィール及び選任理由

みながわ けんたろう

皆川 賢太郎

元アルペンスキー選手／経営者

1977年5月17日生



選任理由

アルペンスキー競技のオリンピックとして、過去4大会への出場と上位入賞をはじめ、数多くの国際大会への出場経験、入賞実績があるなど、その豊富な競技実績から、アスリートファーストの理念への理解や、オリンピックとしての経験・視点を有している。

また、日本アーバンスポーツ支援協議会理事としてアーバンスポーツの振興に取り組む等、アーバンスポーツの発展に理解を有するほか、実施種目に関する幅広い知見を有している。

加えて、国際スキー大会の委員長を務めるとともに、リゾートスキー場のプロデュースを手掛けるなど、空間デザインを含む大規模イベントの演出・PRに関する知識と経験を有している。

以上から、アスリートの意見やイベントのプロデュースに関する知見を大会の準備・運営等に反映させる役割を期待でき、理事として適任である。

現在の主な活動状況

株式会社 HEIDI 代表取締役社長
一般財団法人冬季産業再生機構 代表理事
株式会社 Japan Snow Mountain Consulting 代表取締役
株式会社 岩手ホテルアンドリゾート アドバイザー

公益財団法人日本オリンピック委員会 選手強化専門部会員 サービスマネージャー
一般社団法人日本アーバンスポーツ支援競技会 理事
公益財団法人コーセー小林財団 理事
スポーツ庁 スポーツ審議会委員

理事⑩ | 設立時役員等プロフィール及び選任理由

みなみ そういちろう

南 壮一郎

起業家／経営者

1976年6月15日生



選任理由

ビジネス界を牽引する企業経営者として、コンプライアンスに関する高い意識のほか、社会的要請や、風通しの良い健全な組織風土の形成に理解を有している。

また、（株）ビズリーチ創設者として組織の設立、運営及び拡大を経験するなど、組織マネジメントや経営に関して豊富な知見を有することから、大会運営組織の担う多岐にわたる業務について、ビジネス感覚・バランス感覚・コスト意識・スピード感等を持って判断することができる。

加えて、東北楽天ゴールデンイーグルスの創立に関与する等、スポーツ振興に深い理解を有し、日本オリンピック委員会の国際委員として国内外のスポーツ界の動向に精通している。

以上から、経営感覚と大局的な視点をもって、大会運営組織の組織運営や業務執行等について適切に関与することが期待でき、理事として適任である。

現在の主な活動状況

- ・ ビジョナル株式会社 代表取締役社長
- ・ 八ヶ岳農業大学校 理事長

- ・ New York Yankees Limited Partner
- ※New York Yankees球団オーナーグループへの個人参加

理事⑪ | 設立時役員等プロフィール及び選任理由

みやけ ひろみ

三宅 宏実

元ウエイトリフティング選手

1985年11月18日生



選任理由

ウエイトリフティング競技のオリンピックとして、アテネ五輪から5大会連続での出場を果たし、ロンドン五輪での銀メダル、リオデジャネイロ五輪での銅メダルの獲得など、高い競技実績を有している。その豊富な競技実績から、アスリートファーストの理念への理解はもとより、女性アスリートとして、またオリンピックとしての経験・視点を有している。

加えて、日本オリンピック委員会理事を務めるとともに、国際ウエイトリフティング連盟理事の経験も持つことから、多様性の尊重、持続可能性の追求など、国際的・社会的要請に対し理解を有し、国内外のスポーツ界の動向にも精通している。

以上から、女性アスリートの声を代弁し、大会の準備・運営等にアスリートの目線を取り入れるとともに、スポーツ界の動向を組織運営に反映させる役割を期待でき、理事として適任である。

現在の主な活動状況

- ・日本オリンピック委員会 理事
- ・日本ウエイトリフティング協会 常務理事
- ・いちご株式会社 コーポレート本部 人財開発部
- ・いちごウエイトリフティング部 コーチ

理事⑫ | 設立時役員等プロフィール及び選任理由

やじま まさこ

矢嶋 雅子

弁護士／ニューヨーク州弁護士

1969年5月22日生



選任理由

大手法律事務所のパートナー弁護士として、主に企業紛争解決一般（危機管理・不祥事関連争訟等）を手掛けており、法曹界で権威あるアワードである「Best Lawyers」を9年連続受賞した実績を有するほか、ALB Top 15 North Asia Litigators 2024（北アジア地域を代表する訴訟・紛争解決の弁護士15名）に選出されるなど、国内外において高い評価を受けている。

ガバナンス・コンプライアンスに関する豊富な知見はもとより、国の審議会等委員や大学教授などの経験から、多様性の尊重、持続可能性の追求など、社会的要請に対し理解を有し、さらに、東京2025世界陸上財団評議員として、大規模国際スポーツ大会の運営に関する知見を有している。

以上から、大会運営組織の組織運営や業務執行等について適切に関与することが期待でき、理事として適任である。

現在の主な活動状況

- ・西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー
- ・慶應義塾大学大学院法務研究科 教授
- ・総務省 電波監理審議会 委員、電気通信紛争処理委員会 特別委員
- ・株式会社レゾナック・ホールディングス 社外監査役
- ・三菱総研DCS株式会社 社外取締役
- ・東京2025世界陸上財団 評議員

監事① | 設立時役員等プロフィール及び選任理由

こばやし くみ

小林 久美

公認会計士／税理士

1979年11月2日生



選任理由

公認会計士として、複数企業の社外役員を務め、財務や会計に関する豊富な知識・経験を有している。また、日本陸上競技連盟の監事として、ガバナンス・コンプライアンスの面から組織運営に貢献しているなど、社会的要請に理解を有している。

加えて、中央競技団体の役員を務めるほか、自身が代表取締役を務める企業では、アスリートの資産管理やキャリア形成支援に携わり、競技者が生涯にわたり活躍できる環境づくりに取り組むなど、スポーツ界を取り巻く情勢への深い知見、スポーツ界の健全な発展への理解を有している。

以上から、理事の職務執行について、適正な監視・監督が期待でき、監事として適任である。

現在の主な活動状況

- ・小林公認会計士事務所 代表
- ・Tokyo Athletes Office株式会社 代表取締役
- ・日本オリンピック委員会 財務委員会委員
- ・日本陸上競技連盟 監事
- ・日本プロサッカーリーグ 監事
- ・スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査委員
- ・伊藤忠商事株式会社 社外監査役
- ・株式会社コーセーホールディングス 社外取締役

監事② | 設立時役員等プロフィール及び選任理由

わたなべ たけし

渡邊 剛

弁護士／ニューヨーク州弁護士

1967年2月17日生

選任理由

大手法律事務所のパートナー弁護士として、企業法務やコーポレート・ガバナンス、危機管理などに関する案件を数多く手掛けており、法曹界で権威あるアワードである「Best Lawyers」を7年連続受賞した実績を有するなど、高い評価を受けている。また、ガバナンス・コンプライアンスに関する豊富な知見を有することはもとより、海外での勤務経験等も有することから、多様性の尊重、持続可能性の追求など、国際的・社会的要請に対し理解を有している。

加えて、東京2025世界陸上財団監事として、大規模国際スポーツ大会の運営や、大会運営組織におけるガバナンス確保に関する知見を有している。

以上から、理事の職務執行について、適正な監視・監督が期待でき、監事として適任である。



現在の主な活動状況

- ・ アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー
- ・ 東京2025世界陸上財団 監事

評議員① | 設立時役員等プロフィール及び選任理由

いのくち かなこ

井口 加奈子

弁護士

1962年10月3日生



選任理由

大手法律事務所のパートナー弁護士として、スポーツ団体のコンプライアンス支援やアスリートの相談・仲裁対応、企業法務やグローバル企業における人権保護対応など、豊富な実務経験から、ガバナンス・コンプライアンスに関する豊富な知見を有する。また、スポーツ仲裁人として、多様性の尊重、持続可能性の追求など、社会的要請に対し理解を有している。

さらに、スポーツ庁のプロジェクトチームメンバーとして大規模スポーツ大会の運営組織におけるガバナンス体制の確保に関する検討に携わる等、豊富な知見を有している。

加えて、競技団体の役員も務めるなど、スポーツ界を取り巻く情勢に深い理解を有している。

以上から、法人運営について、適正な監視・監督が期待でき、評議員として適任である。

現在の主な活動状況

- ・シティユーワ法律事務所 パートナー
- ・公益社団法人日本プロサッカーリーグ 理事
- ・公益財団法人日本スポーツ仲裁機構 仲裁人
- ・スポーツ庁「ガバナンス体制等検討PT」メンバー
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター「スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会」委員
(2025年より統括相談員)

評議員② | 設立時役員等プロフィール及び選任理由

おおはし たかお

大橋 卓生

弁護士

1968年6月3日生



選任理由

弁護士として、コンプライアンス問題に精通しているほか、日本スポーツ振興センターのスポーツ指導における暴力行為等調査委員会委員の経験から、人権や多様性の尊重にも深い理解を有している。また、日本オリンピック委員会や多数の競技団体における役員等の経験から、スポーツ法分野に関する豊富な知見を有しており、コンプライアンスや持続可能性の追求など、社会的要請に対し理解を有している。

加えて、東京2025世界陸上財団評議員として、大規模国際スポーツ大会の運営に関する知見を有している。

以上から、法人運営について、適正な監視・監督が期待でき、評議員として適任である。

現在の主な活動状況

- ・ パークス法律事務所 所属
- ・ 公益財団法人日本学生野球協会 理事
- ・ 日本スポーツ振興センター（JSC）スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会 委員
- ・ 東日本ボクシング協会 評議員
- ・ 公益社団法人日本フェンシング協会 コンプライアンス委員長
- ・ 東京2025世界陸上財団 評議員
- ・ 公益財団法人日本オリンピック委員会 評議員（2016.6～2019.6）

評議員③ | 設立時役員等プロフィール及び選任理由

きたじま こうすけ

北島 康介

水泳選手／経営者

1982年9月22日生



選任理由

水泳競技のオリンピックとして、シドニー五輪から4大会連続での出場を果たし、2大会連続の金メダル獲得など、高い競技実績を有している。その豊富な競技実績から、アスリートファーストの理念への理解はもとより、オリンピックとしての経験・視点を有している。

また、日本アーバンスポーツ支援協議会理事として、大会開催趣旨やアーバンスポーツの発展に理解を有するほか、実施種目に関する幅広い知見を有している。

加えて、競技の垣根を超えたTOKYO UNITEプロジェクトを立ち上げたほか、日本オリンピック委員会国際委員を務めるなど、スポーツ界全体の発展に貢献している。

以上から、法人運営について、大局的見地に立った視点から判断を行うことが期待でき、評議員として適任である。

現在の主な活動状況

- ・株式会社Aquamind代表取締役社長
- ・株式会社IMPRINT 取締役
- ・世界水泳連盟 諮問委員会委員
- ・一般社団法人日本アーバンスポーツ支援協議会 理事
- ・公益財団法人東京都水泳協会 会長
- ・株式会社HESTA大倉 代表取締役副社長

(案)

オリンピックQシリーズ 2028 東京財団 役員等行動規範

はじめに

2028 年 5 月に東京で開催されるオリンピック Q シリーズは、ロサンゼルス 2028 大会の出場枠をかけて、世界中のトップ選手が参加するアーバンスポーツの最終予選です。

この大会では、世界最高の舞台を目指すアスリートに最高の舞台を提供するとともに、次世代がスポーツに出会い、参加し、かかわりたいと思うきっかけを創出します。また、大会を通じて社会課題の解決や都市の未来に貢献するというスポーツの役割を発揮することを目指します。

こうした意義のある大会を成功に導いていくには、都民・国民、そしてあらゆるステークホルダーの理解と協力が不可欠です。そのため、当財団は、公正で信頼される存在でなければならず、当財団の理事、監事、評議員及び当財団に設置される各委員会の外部委員（以下「役員等」という。）は、大会の準備・運営に当たり、その社会的な責任と公的な役割を自覚しなければなりません。

すべての役員等が、この行動規範に沿った行動を取り、当財団を、適正なガバナンスが確保され、都民・国民から信頼される組織とすることで、都民・国民と共に大会を作り上げ、その先にある大会開催の果実を社会に還元していくことが必要です。そのため、当財団役員等は、この行動規範の内容を十分に理解し、日々の職務や活動の中でこれを実践することとします。

(案)

役員等は、それぞれに求められる法令上の役割・義務に加え、以下に掲げる事項を十分に自覚し、大会の成功に向け、法令等の遵守はもとより、公正で責任ある行動をとるものとします。

1. 取組姿勢

- 大会の開催趣旨や、社会の期待と自らに期待される役割をよく理解し、誠実に職務に取り組みます。
- 公益性の高い事業であることを自覚し、使命達成に向けて、規範意識を高く持ち、自律的に行動します。
- 理事会や評議員会等の会合には積極的に参加します。
- 組織運営に当たり、不断の見直しを行い、運営改善につなげます。
- 対外的な説明責任を常に意識し、組織運営における透明性の向上を図ります。
- 各ステークホルダーと建設的な対話を行い、職務を遂行します。
- 各種研修については、積極的に受講します。
- 各種調査や監査には全面的に協力します。

2. コンプライアンス

- 法令等の定めを遵守し、違法又は反倫理的な行為は一切行いません。また、スポーツ庁が策定した「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等の ガバナンス体制等の在り方に関する指針」、東京都が策定した「国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン」及び当財団における職務執行上の各種ルールや方針等を遵守します。

(案)

- 当財団の利益に反する行為や不適切な働きかけ、また、それらが疑われるような行為は一切行いません。
- 特定の者への利益供与は一切行いません。また、特定の者からの利益供与は一切受けません。
- 組織運営に当たり様々なリスクを特定し、その管理・統制に努めます。
- 個人情報や職務上の秘密情報は厳重に管理し、第三者に漏洩することとはしません。
- 反社会的勢力とは、いかなる関係も持ちません。
- 不正行為を発見した場合は、当財団のルールに従い、適切かつ迅速に対処します。また、不正行為に係る調査に協力します。

3. 組織風土・職場環境

- お互いを尊重し、コミュニケーションが盛んで、風通しの良い健全な組織風土を目指します。
- 誰もが生き生きと働くことのできる、開かれた明るい職場環境づくりに貢献します。
- パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなど、一切のハラスメントを行いません。
- 個人のプライバシーを尊重します。
- ライフ・ワーク・バランスを自ら実践し、率先して「働き方改革」に取り組みます。

4. 人権や多様性の尊重

(案)

- 多様性を認め、人種、肌の色、性別などを理由とした一切の差別を行いません。
- すべての人々の人権・個性を尊重します。
- パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなど、一切のハラスメントを行いません。(再掲)

5. 本規範の位置づけ及び改廃等

- 本規範は、役員等が遵守すべき行動の指針を示すものであり、懲罰対象行為の具体的な処分は、別途定める役員等懲罰規程その他の規程の定める要件及び手続に従って行う。
- 本規範の改廃は、理事会の決議により行う。
- 本規範は、令和●年●月●日から施行する。

(案)

資料 5

誓 約 書

私は、一般財団法人オリンピック Q シリーズ 2028 東京財団の理事（監事・評議員）就任にあたり、法令並びに定款、各種規程及び役員等行動規範等を遵守し、公正かつ誠実に職務を全うすることを誓います。

令和 年 月 日

氏 名 _____

一般財団法人オリンピック Q シリーズ 2028 東京財団
会長 ●● ●● 様

一般財団法人オリンピックQシリーズ 2028 東京財団
定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般財団法人オリンピックQシリーズ 2028 東京財団と称する。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 当法人は、国際オリンピック委員会（IOC）が主催し 2028 年に東京都で開催されるオリンピックQシリーズ 2028 東京（以下「オリンピックQシリーズ」という。）の準備及び運営に関する事業を行い、もってオリンピックQシリーズを成功させること、また、オリンピックQシリーズを通じて、都民及び国民のスポーツの普及・振興並びにアーバンスポーツ及びユースカルチャーの浸透を図り、健康増進と豊かな生活の形成に寄与するとともに、開催地である東京及び日本のプレゼンス向上に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) オリンピックQシリーズの準備及び運営に関する事業
- (2) オリンピックQシリーズの準備及び運営について、内外の関係機関、団体等との連絡及び協力に関する事業
- (3) オリンピックQシリーズを通じて、都民及び国民のスポーツの普及、振興を図り、健康増進と豊かな生活の形成に寄与する事業
- (4) オリンピックQシリーズを通じて、開催地である東京及び日本のプレゼンス向上に資するために必要な事業
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

第 3 章 資産及び会計

(財産の抛出)

第5条 当法人の設立に際して、設立者が抛出する財産及びその価額は次のとおりである。

現金 金 3 百万円

(基本財産)

第6条 当法人の基本財産は、第4条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、設立者が抛出した財産のうち基本財産として指定した財産及び理事会の決議を経て評議員会が基本財産として承認した財産をもって構成する。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、評議員会において決議を得なければならない。

(事業年度)

第7条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事務報告及び決算)

第9条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書

(5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する第48条に定める要件に該当しない場合には、

第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告及び会計監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 当法人に、評議員3名以上6名以内を置く。

- 2 評議員は、当法人の理事及び監事又は使用人を兼務することはできない。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い評議員会の決議により行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2）評議員としてふさわしくない非行があったとき。

（3）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第13条 評議員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事、監事及び会計監査人の選任及び解任
- (2) 評議員及び理事、監事の懲罰
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) 重要な事項として理事会が評議員会に付議した事項
- (10) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (11) その他評議員会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

2 前項に掲げるもののほか評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又は本定款に定められた事項を除き、評議員会において定めるものとする。

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 か月以内に開催するか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が評議員会を招集する。
- 4 評議員会を招集するには、評議員会を招集する者は、評議員会の日の 5 日前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的である事項を掲載した書面により、その通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、評議員会を招集する者はあらかじめ評議員より書面又は電子メール等の電磁的方法（一般法人法施行規則第 92 条が定める電磁的方法をいう。以下同じ。）による承諾を得て、書面による前項の通知の発出に代えて、電磁的方法により招集の通知を発することができる。ただし、評議員の承諾は、評議員に対しあらかじめ招集通知に用いる電磁的方法の種類及び内容を示して得なければならない。
- 6 前二項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会は、互選により、評議員のうちから議長 1 名を選任する。

- 2 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その評議員会に出席した評議員の互選により定めた者が、その職務を行う。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 20 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 21 条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項の評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

第6章 役員及び会計監査人

(役員の設置)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を一般法人法上の代表理事とする。

3 前項の代表理事を会長とし、会長以外の理事の中から副会長及び事務総長を置く。事務総長及び理事会の決議によって業務執行理事として選定された理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 当法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第24条 理事、監事及び会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事(会長)、副会長、事務総長及び事務総長以外の業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及び本定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。事務総長及び理事会の決議によって業務執行理事として選定された理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を執行する。

3 会長、事務総長及び理事会の決議によって業務執行理事として選定された理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べることができる。

3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 その他、監事に認められた法令上の権限を行使する。

(会計監査人の職務及び権限)

第 27 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、当法人の貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員された理事の任期は、他の在任理事の任期が満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 29 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上にあたる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、前条の任期にかかわらず評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員の報酬等)

- 第30条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(役員等の責任の一部免除又は限定)

- 第31条 当法人は、一般法人法第198条において準用する第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第198条において準用する第111条の行為に関する理事、監事又は会計監査人（理事、監事又は会計監査人であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。
- 2 当法人は、一般法人法第198条において準用する第115条の規定により、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でない者に限る。）、監事又は会計監査人との間に、同法第198条において準用する第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第198条において準用する第113条で定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

- 第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第33条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事（会長）、副会長、事務総長の選定及び解職

- (4) 業務執行理事の選定及び解職
- (5) その他法令又は本定款に規定する職務

(招集)

第34条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の開催日の5日前までに、各理事及び監事に対し、招集の通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第38条 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第25条第3項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

第8章 事務局

(事務局の設置)

第40条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務総長及びその他必要な職員を置く。
- 3 事務総長以外の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 本定款は、評議員会の決議によって変更することができる。当法人の目的、事業、評議員の選任及び解任の方法についても、同様とする。

(解散)

第42条 当法人は、基本財産の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由のほか、オリンピックQシリーズ終了後の残務の結了によって解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金)

第44条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 当法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補則

(委任)

第 46 条 本定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会において定める。

(利益供与禁止)

第 47 条 当法人は、評議員、役員、使用人その他特定の個人又は団体に対し特別の利益を与えない。

(法令の準拠)

第 48 条 本定款に定めのない事項は、一般法人法その他の法令に従う。

第 12 章 附則

(設立者の名称・住所)

第 49 条 当法人の設立者の名称及び所在地は次のとおりである。

公益財団法人日本オリンピック委員会

東京都新宿区霞ヶ丘町 4 番 2 号 Japan Sport Olympic Square

(設立時評議員、設立時理事、設立時監事及び設立時会計監査人の選任方法)

第 50 条 当法人の設立時評議員、設立時理事、設立時監事及び設立時会計監査人は、設立者の決定によって選任する。

(設立時代表理事等の選定方法)

第 51 条 当法人の設立時の代表理事、副会長及び事務総長は、設立時理事の互選によって選定する。

(設立初年度の事業年度)

第 52 条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(設立初年度の事業計画及び収支予算)

第 53 条 当法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、設立者の定めるところによる。

以上、一般財団法人オリンピック Q シリーズ 2028 東京財団設立のため、設立者は、本

定款を作成し、これに記名押印する。

令和8年 月 日

設立者 公益財団法人日本オリンピック委員会
会長（代表理事） 橋本 聖子

一般財団法人オリンピック Q シリーズ 2028 東京財団
第 1 回 理 事 会
議 事 次 第

日時:2026 年 8 月 3 日(月) 12 時 45 分～

場所:JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 3階 会議室 1

1 開 会

2 議 事

(1) 決議事項

第 1 号議案	ガバナンス確保及び各種規程類について	・・・資料 2-1、2-2
第 2 号議案	業務執行理事の設置及び選定について	・・・資料 3
第 3 号議案	JOC との基本協定の締結について	・・・資料 4
第 4 号議案	東京都との基本協定の締結について	・・・資料 5
第 5 号議案	2026 年度事業計画及び予算について	・・・資料 6
第 6 号議案	JOC からの資金受入について	・・・資料 7
第 7 号議案	設立当初から必要な契約案件について	・・・資料 8
第 8 号議案	設立者による契約の承継について	・・・資料 9
第 9 号議案	評議員会の開催について	・・・資料 10

3 閉 会

【配付資料】

- ・ 一般財団法人オリンピック Q シリーズ 2028 東京財団 役員等名簿 ……資料 1
- ・ オリンピック Q シリーズ 2028 東京財団 ガバナンス確保及び各種規程類について ……資料 2-1
- ・ オリンピック Q シリーズ 2028 東京財団 各種規定類一覧 ……資料 2-2
 - 同 理事会運営規程(案)
 - 同 財務規程(案)
 - 同 資金運用規程(案)
 - 同 財産管理処分規程(案)
 - 同 契約・調達委員会設置要綱(案)
 - 同 契約・調達案件等に係る理事会への付議基準(案)
 - 同 事務局規程(案)
 - 同 就業規程(案)
 - 同 育児・介護休業規程(案)
 - 同 役員等旅費規程(案)
 - 同 職員旅費規程(案)
 - 同 職員給与規程(案)
 - 同 職員行動規範(案)
 - 同 コンプライアンス規程(案)
 - 同 利益相反管理規程(案)
 - 同 公益通報処理要綱(案)
 - 同 職員懲罰規程(案)
 - 同 情報公開規程(案)
 - 同 第三者審査委員会設置要綱(案)
 - 同 個人情報取扱規程(案)
 - 同 秘密情報管理規程(案)
 - 同 監事監査規程(案)
 - 同 監査室設置規程(案)
- ・ 業務執行理事の設置及び選定について ……資料 3
- ・ JOC との基本協定の締結について ……資料 4
- ・ 東京都との基本協定締結について ……資料 5
- ・ 2026 年度 事業計画書及び予算 ……資料 6
- ・ JOC からの資金の受け入れについて ……資料 7
- ・ 設立当初から必要な契約案件について ……資料 8
- ・ 設立者による契約の承継について ……資料 9
- ・ 評議員会の開催について ……資料 10

一般財団法人オリンピックQシリーズ2028東京財団役員等名簿

(敬称略、五十音順)

	役 職	氏 名	所 属 先 役 職 等
1	会長	太田 雄貴	日本オリンピック委員会 専務理事
2	副会長	佐藤 智秀	東京都副知事
3	副会長	南 壮一郎	ビジョナル株式会社 代表取締役社長
4	事務総長	栗岡 祥一	元東京都副知事
5	理事	今井 泰徳	日本オリンピック委員会 事務局長
6	理事	野口 啓代	プロフリークライマー
7	理事	広瀬 史乃	弁護士、日本バスケットボール協会 監事、 元東京2025世界陸上財団 理事
8	理事	福武 英明	株式会社ベネッセコーポレーション 取締役会長、 福武財団代表理事 理事長
9	理事	丸山 雅代	東京都スポーツ推進本部長
10	理事	皆川 賢太郎	冬季産業再生機構 代表理事、 日本アーバンスポーツ支援協議会 理事
11	理事	三宅 宏実	日本オリンピック委員会 理事、 日本ウエイトリフティング協会 常務理事
12	理事	矢嶋 雅子	弁護士、慶應義塾大学大学院法務研究科 教授、 東京2025世界陸上財団 評議員

	役 職	氏 名	所 属 先 役 職 等
1	監事	小林 久美	公認会計士、日本陸上競技連盟 監事、 スポーツ団体ガバナンスコード適合性審査委員
2	監事	渡邊 剛	弁護士、東京2025世界陸上財団 監事

<参 考>

	役 職	氏 名	所 属 先 役 職 等
1	評議員	井口 加奈子	弁護士、日本プロサッカーリーグ 理事、 日本スポーツ仲裁機構 仲裁人
2	評議員	大橋 卓生	弁護士、東京2025世界陸上財団 評議員
3	評議員	北島 康介	東京都水泳協会 会長、 日本アーバンスポーツ支援協議会 理事

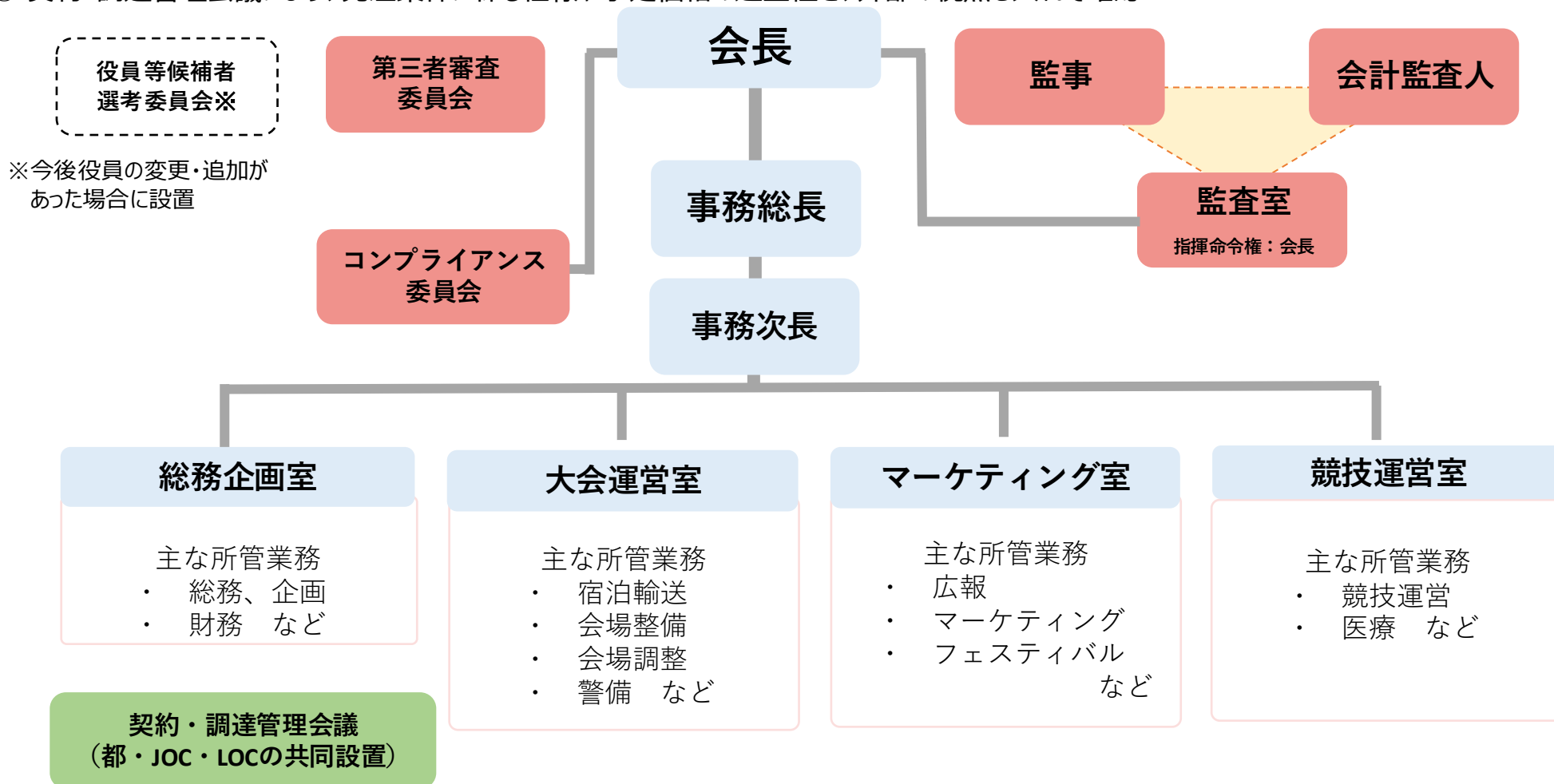
「国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン」を踏まえ、以下のとおり、大会運営組織のガバナンス確立に向けた体制整備に取り組み、都民・国民の理解や共感を得る大会を実現

項目	考え方と具体的取組
① 役員等の適切な選任	○ 理事等が組織全体の運営改善に不断に取り組むとともに、その権限を適切に行使できるよう、適切な体制整備が重要 <<取組例>> 外部専門家を含む選考委員会を設置 / 選任方針の策定 / 選任理由の公表
② コンプライアンスの確保	○ 体制整備に加え、役員や職員のコンプライアンスに係る知識の習得や意識啓発が重要 <<取組例>> コンプライアンス委員会や通報窓口の設置 / 役員、職員への継続的なコンプライアンス教育の実施
③ 内部統制・外部チェック	○ 契約・調達行為等における適正性の確保と、公正妥当と認められる会計の原則にのっとりた会計処理が重要 <<取組例>> 契約手続については、弁護士、会計士による外部チェック体制を構築 監査室、監事、会計監査人が密に連携する三様監査体制を構築 / リスクアプローチの監査手法導入
④ 利益相反問題の防止	○ 利益相反取引の管理は、法令上の遵守事項でもあり、組織の利益を損なうことを防ぐために重要 <<取組例>> 第三者審査委員会を設置し、利益相反の該当性をチェックする体制を構築 / 専門人材は直接雇用を中心に獲得 / スポンサー募集は、JOCが主体となり、開催契約を遵守しつつ、公正な手続きにより実施
⑤ 情報公開の徹底	○ 大会運営組織の開示する情報が都民との信頼関係を醸成するために重要 <<取組例>> 法定事項に加え、組織の重要な決定や世の中の関心の高い事項を積極的に発信 / 東京都の条例に準じた情報公開制度の導入 / 非開示情報についても独立した審査委員会がチェック
⑥ 危機管理及び不祥事対応体制の構築	○ 不祥事又はその疑いを察知した場合は、速やかに調査を行い、確かな再発防止を図る責務がある。 <<取組例>> 危機管理マニュアルを策定した上での危機管理体制の構築 / 不祥事発生時は迅速に調査体制を構築し対応
⑦ 懲罰制度の構築	○ 組織における秩序維持を図るためには、違反行為を対象とする懲罰制度の構築が重要 <<取組例>> 役員及び職員に対する、実効性を備えた懲罰規程の策定及び周知

■ ガバナンス確保に向けた組織体制（体制図）

体制図

- コンプライアンス委員会を設置し、財団内のコンプライアンスを推進
- 第三者審査委員会を設置し、利益相反管理等、ガバナンスに係る事案の適正性等を審査
- 監査室を中心に、監事・会計監査人と密に連携した三様監査体制を構築
- 契約・調達管理会議により、発注案件に係る仕様や予定価格の適正性を、外部の視点も入れて確認

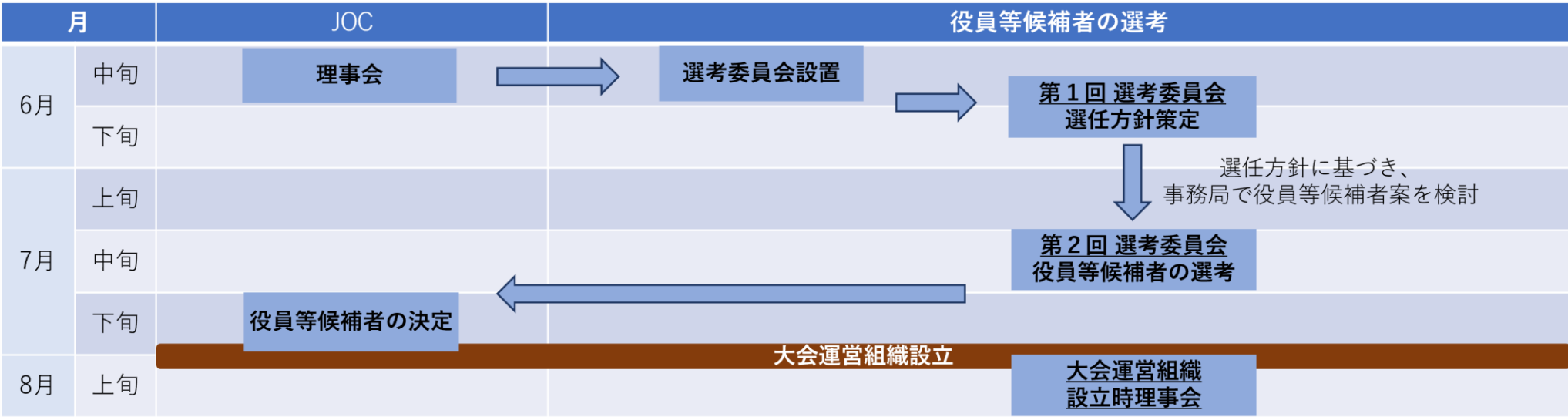


■ 具体的な取組内容及び関連規程

① 役員等の適切な選任

※ 再掲：オリンピックQシリーズ2028東京財団運営の方向性（設立時理事会第3号議案 P.7）

- 適正なガバナンスが確保された、公正で信頼される大会運営組織とするため、「国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン」などを踏まえ、有識者を含む委員で構成する「オリンピックQシリーズ大会開催に係る大会運営組織設立時役員等候補者選考委員会」（以下「役員等候補者選考委員会」）を設置
- 役員等候補者選考委員会において、設置要綱を踏まえ、選任に係る考え方や基本方針、役員等に求められる資質などについて議論し、「設立時役員等選任方針」として取りまとめ
- 当該選任方針に基づき、役員等候補者選考委員会において具体の候補者について選考を実施
- 選考した役員等候補者について、JOC内での承認を経て、役員等候補者を最終決定
- 大会運営組織の設立時理事会において、選任方針及び選任理由を公表



② コンプライアンスの確保

- **コンプライアンス委員会を財団内に設置し**、コンプライアンス推進の基本方針や研修計画を策定
- **着任時のみならず着任後も継続的なコンプライアンス教育を実施**、四半期ごとにコンプライアンス遵守状況をチェック
- 不正行為等の早期発見を図るとともに、通報しやすい仕組みを備えた**内部・外部の公益通報窓口を設置**

上記取組に関する規定

<コンプライアンス規程>

- ・ 3 条 「コンプライアンスに係る体制構築及びコンプライアンスを推進するため、…コンプライアンス委員会を設置」
- ・ 5 条 1 項 「委員会は、次に掲げる事項について検討、審議又は実施する。
 - 一 コンプライアンス推進に係る基本方針の策定及び体制に関すること
 - 二 コンプライアンス教育・研修の計画策定及び実施に関すること」
- ・ 13条 1 項 「役職員等は、着任時のみならず、年 1 回の研修を受講するとともに、四半期毎のチェックシートによるコンプライアンスの遵守状況の確認を行う」

<公益通報処理要綱>

- ・ 5 条 1 項 「当法人の内部及び外部に、それぞれ公益通報…窓口を設置」
- ・ 7 条 1 項 「公益通報を行う手段は、電子メール又は書面とする」
 - 2 項 「…匿名で行うこともできる」
- ・ 13条 1 項 「…通報者が公益通報を行ったことを理由として…いかなる不利益な取り扱いも行ってはならない。」

③ 内部統制・外部チェック

- 契約・調達に際しては、弁護士、会計士による**外部チェック体制の構築**等を通し、内容・金額・手続等の**適正性を確保**
- 監査室を中心に、監事・会計監査人が密に連携した**三様監査体制を構築し、監査機能を強化**
- 今後、内部監査規程や三様監査体制の方針を策定し、**リスクアプローチ手法による監査を実施**

上記取組に関する規定

<契約調達規則>

- ・ 3条1項「契約・調達行為は、…**公正性、経済性及び透明性の確保**を図りながら、適正に実施する」

2項「契約・調達行為は、次の定めるところにより遂行するように努めなければならない。

一 契約・調達する物品等の価格は、**競争力のある最低価格**を原則とすること

二 契約・調達する物品等の**品質・仕様は、その用途に対し、適正**なものであること」

※今後、東京都・JOCと共同で「契約・調達管理会議設置要綱」を定め、外部チェックのための会議を設置する

<監査室設置規程>

- ・ 4条1項「監査室は、次に掲げる業務を行う。

一 **三様監査体制の構築に関すること**」

<監事監査規程>

- ・ 18条1項「監事の職務執行に必要な事務の補助については、…監査室がこれに当たる」

- ・ 19条「**監事は、効果的かつ効率的な監査体制を構築するため、監査室と密に連携し、情報共有等を定期的に行う**」⁵

④ 利益相反問題の防止

- 役職員等は、着任時に**利益相反に関する自己申告書・誓約書を提出**するとともに、**着任後も、四半期ごとにチェック**
- 役職員に対し、着任時のみならず着任後も継続的なコンプライアンス教育を実施【再掲】
- **利益相反取引等の実施の妥当性を審査するため、外部有識者により構成される第三者審査委員会を設置**
- 専門人材は**直接雇用を中心に獲得**
企業等から**高度な知見を有する人材等を迎え入れる場合は**、配置及び権限を適切に管理し、**利益相反行為を防止**。
採用、人材受入に関して利益相反管理上の具体的な懸念が生じる場合、第三者審査委員会にて審査

上記取組に関する規定

<利益相反管理規程>

- ・ 6条2項「役職員は、着任時に利益相反に関する自己申告書及び誓約書をコンプライアンス委員会事務局…に提出する。着任後は四半期ごとに利益相反管理チェックシートを事務局に提出する」

<第三者審査委員会設置要綱>

- ・ 2条「会長は外部有識者により構成される審査委員会を設置する」
- 3条「**審査委員会は、次に掲げる事項の適正性等審査を所管する。**

一 利益相反に関すること	二 公益通報に関すること	三 懲罰に関すること
四 情報公開に関すること	五 談合情報に関すること	六 その他…必要と認める事項に関すること

<人材の採用及び教育に関する方針>

「専門人材の確保にあたっては、直接雇用を中心とする…。ただし、…状況に応じて、民間企業等から高度な専門的知見を有する人材を受け入れる仕組み…の整備も行う必要がある」

⑤ 情報公開の徹底

○ 都の条例に準じた情報公開制度を導入

- ・ 全部又は一部を**非開示とする場合も**、その理由を書面で示すなど**丁寧に説明**
- ・ **審査請求制度を設け**、審査請求に対しては第三者審査委員会の審査を経て回答

○ 守秘義務により公開できない情報等についても、内容の妥当性を担保するため、第三者審査委員会において確認

上記取組に関する規定

<情報公開規程>

- ・ 5条1項「何人も、本規程の定めるところにより、当法人に対し、文書等の開示を請求することができる」
- ・ 14条「・・・文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、・・・書面によりその理由を示さなければならない」
- ・ 20条1項「開示請求者は、・・・不服があるときは、・・・審査の請求ができる」
4項「前項の回答（審査請求についての回答）に係る決定は、・・・原則として委員会に付議し、答申を得た上で行う」

⑥ 危機管理及び不祥事対応体制の構築

- コンプライアンス違反等**問題発生時の職員の報告義務**
- **問題発生後の対応体制の整備**

上記取組に関する規定

<コンプライアンス規程>

- ・ 14条 1 項「役職員等は、自ら又は他の役職員等が本規程に違反する行為を行ったとき又はその疑惑が生じたときは、速やかに所属長・・・に報告しなければならない」
 - 2 項「前項の報告を受けた所属長は、速やかに総務企画部長に報告する」
 - 3 項「・・・総務企画部長は、速やかに事務総長、事務次長に報告するほか、第10条で定める職員（コンプライアンス委員会事務局）に情報提供する」
- ・ 15条「・・・事務総長は、直ちに会長及び統括責任者（コンプライアンス担当理事）に報告するとともに、問題に対する対応方針、原因究明、再発防止策等について協議し、適切かつ迅速に対応策を講じなければならない」
- ・ 16条 1 項「統括責任者は、問題の対処に必要と判断する場合は、コンプライアンス委員会を開催し・・・審議する」
 - 2 項「統括責任者は、前項の審議を踏まえ、再発防止策等を講じるよう事務総長に提言する」

⑦ 懲罰制度の構築

○ 法規や各種規程等に違反する行為等、**処分の対象となる行為や処分内容を定めた「職員懲罰規程」を策定・周知**

※役員等に対しても同様の規程（「役員等懲罰規程」）を評議員会において決議予定

上記取組に関する規定

<職員懲罰規程>

- ・ 4条「違反行為とは、第2条に規定した者（職員・非常勤職員）が行う次の各号に該当する行為をいう。
 - 一 法規及び当法人の定める各種規程等に違反する行為
 - 二 反倫理的な行為
 - 四 当法人の利益に反する行為及び不適切な働きかけ」など
- ・ 5条「当法人は、違反行為を行ったものに対して、違反行為の内容・程度及び情状に応じ、以下の処分を行うことができる。
 - 一、懲戒解雇 二、諭旨退職 三、降任降格 四、出勤停止 五、減給 六、戒告」
- ・ 6条「前条の処分は、…第三者審査委員会が中立かつ公平に審査し、事務総長に答申する」
- ・ 11条1項「当法人の処分が必要とされた職員に関する手続きは、以下のとおりとする。
 - 一 審査委員会は、…処分案を、事務総長に対し、…書面をもって答申する。
 - 二 事務総長は、審査委員会による答申の内容を踏まえ、処分決定を行い…」

■ その他、組織運営に必要なとなる規程

理事会に関する規程

- 理事会運営規程

当法人の**理事会の運営に関し必要な事項**を定めた規程

都に準じた制度を定めた規程

- 事務局規程

事務局における事務の能率的な運営を図るために必要な事項を定めた規程

- 就業規程

職員の労働条件、服務規律、その他就業に関する事項について定めた規程

- 育児・介護休業規程

職員の育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働の免除、時間外労働及び深夜業の制限並びに育児・介護短時間勤務等に関する取扱いについて定めた規程

- 役員等旅費規程、職員旅費規程

役職員等に支給する旅費に関し基準や必要な事項を定めた規程

- 職員給与規程

職員の給与に関し必要な事項を定めた規程

- 個人情報取扱規程

個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めた規程

都に準じた制度を定めた規程（つづき）

○ 職員行動規範

職員に求められる行動規範を、「**取組姿勢**」「**コンプライアンス**」「**組織風土・職場環境**」「**人権や多様性の尊重**」の4つの視点で明示

○ 秘密情報管理規程

秘密情報を適切に保護するとともに、第三者の営業秘密の侵害を防ぐため、秘密情報の管理に関し必要な事項を定めた規程

その他の規程

○ 資金運用規程

資金運用に関し必要な事項を定めた規程

○ 財産管理処分規程

財産の管理及び処分に関する基本的事項を定めた規程

○ 契約・調達案件等に係る理事会への付議基準

契約・調達案件等について、理事会への付議基準を定めた基準（予定価格2億円以上）

一般財団法人オリンピックQシリーズ2028東京財団 各種規程類一覧

項番	規程名	目的・内容
1	・ 一般財団法人オリンピックQシリーズ2028東京財団 理事会運営規程	定款に基づき、当法人の理事会の運営に関し必要な事項を定めた規程
2	・ 同 財務規程	当法人の会計に関する取引を正確、かつ迅速に処理し、当法人の財政状態及び正味財産増減の状況に関し報告を行うとともに、事業活動の計数的統制、ガバナンスの確保及び能率的運営を図ることを目的とする規程
3	・ 同 資金運用規程	財務規程に基づき、資金運用に関し必要な事項を定めた規程
4	・ 同 財産管理処分規程	財産の管理及び処分に関する基本的事項を定め、もって当法人の事業を適正かつ効率的に実施することを目的とする規程
5	・ 同 契約・調達案件等に係る理事会への付議基準	契約・調達案件等について、当法人の理事会への付議基準を定め、もって当法人における意思決定手続きの適正化を図ることを目的とする基準
6	・ 同 事務局規程	定款に基づき、事務局における事務の能率的な運営を図るために必要な事項を定めた規程
7	・ 同 就業規程	職員の労働条件、服務規律、その他就業に関する事項について定めた規程
8	・ 同 育児・介護休業規程	職員の育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働の免除、時間外労働及び深夜業の制限並びに育児・介護短時間勤務等に関する取扱いについて定めた規程
9	・ 同 役員等旅費規程	当法人の用務で役員等が出張等する場合に支給する旅費に関して必要な事項を定めた規程
10	・ 同 職員旅費規程	就業規程に基づき、職員等に支給する旅費に関し基準を定めた規程
11	・ 同 職員給与規程	就業規程に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めた規程
12	・ 同 職員行動規範	当法人を、適正なガバナンスが確保され、都民・国民から信頼される組織とするために、すべての職員が取るべき行動を定めた規範
13	・ 同 コンプライアンス規程	コンプライアンスに係る体制構築及び推進のために必要な事項を定め、法規等を遵守、尊重することにより、当法人が社会的信頼を確保し、オリンピックQシリーズ2028東京の確実な開催と成功に資することを目的とする規程
14	・ 同 利益相反管理規程	利益相反を適切に管理するために必要な事項を定め、当法人運営の公正性を確保することを目的とする規程
15	・ 同 公益通報処理要綱	コンプライアンス規程に基づき、当法人における職員等からの組織的又は個人的なコンプライアンスに関する事項のうち、法令等に違反する行為に関する相談及び通報の適正な処理について定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、社会からの信頼維持及び組織運営の強化に資することを目的とする要綱
16	・ 同 職員懲罰規程	法令遵守及び事業執行の公正さに対して都民及び国民から不信を招く行為の防止を図り、もって当法人に対する社会的な信頼を確保することを目的とする規程
17	・ 同 情報公開規程	当法人の保有する情報の公開に関し、必要な事項を定めた規程
18	・ 同 第三者審査委員会設置要綱	ガバナンスに係る事案について適正性等を審査する第三者審査委員会を設置し、必要な事項を定めた要綱
19	・ 同 個人情報取扱規程	個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めた規程
20	・ 同 秘密情報管理規程	秘密情報を適切に保護するとともに、第三者の営業秘密の侵害を防ぐため、秘密情報の管理に関し必要な事項を定めた規程
21	・ 同 監事監査規程	監事の監査に関する基本的事項を定めた規程
22	・ 同 監査室設置規程	適正な内部監査を実施するとともに、各種監査に対する一元的な対応を行うため、組織の設置及びその他の必要な事項を定めた規程

業務執行理事の設置

- 定款第23条第3項により「理事会の決議において業務執行理事を設置することができる」旨規定
- オリンピックQシリーズ2028東京財団においては、適切なコンプライアンスを確保するため、コンプライアンス担当理事を設置し、担当理事を選定することとしたい。

担当理事の選定

- コンプライアンス担当理事
コンプライアンス委員会に関すること

協定の目的

- JOCと財団が相互に連携を図りつつ大会準備を着実に遂行するため、役割分担等を明らかにするJOCとの基本協定を締結する。

協定の主な内容

- 役割分担
 - 財団：大会の準備・運営に係る権利の行使及び義務の履行
大会のサービスレベルの適正化に向けた調整
 - JOC：財団の準備・運営に係る権利の行使及び義務の履行に関し、専門的な技能、知識等の提供
大会のスポンサーシッププログラムの開発及び販売活動
- 費用負担
 - 財団：大会の準備・運営に必要な費用の負担とその資金の調達
 - JOC：大会の準備・運営のために14.5億円を上限に財団に拠出
- 資料等の承継
 - 財団は、大会の準備・運営のために作成・保有した文書や資料等、将来のために記録・保存する大会に関する品目をJOCに引き渡す（詳細は別途協議）。

締結予定日

令和8年8月3日

JOCとの基本協定の締結について

覚書の締結目的

- 大会の準備・運営のためにJOCが拠出する資金の取扱いと、大会のスポンサーシッププログラムの取扱いにおけるJOCと財団の連携内容を規定する。

主な記載内容

- JOCによる拠出金の取扱い
 - ・JOCからの拠出金支払いスケジュール（毎年度1回の分割支払い）
- 大会のスポンサーシッププログラムの取扱い *基本協定にて開発・販売はJOCの役割と規定
財団：スポンサーが権利を活用して行うプロモーションや大会のPR活動の支援
大会の準備・運営に必要な製品・サービスのスポンサーからの調達
JOC：プログラムの開発・販売に係るJOCとの調整・交渉業務
大会のスポンサー候補者とのスポンサー契約の締結

※スポンサーシッププログラムの適正性を確認するために、JOCと財団で「スポンサー事前確認会議（仮称）」を設置し、プログラム内容と個々のスポンサー契約の内容について確認する。

締結予定日

令和8年8月3日

目的

- 「国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）では、大会運営組織におけるガバナンス等が適切に確保されていることを前提に、都からサポートを受けられることとされている。
- 本大会の円滑な開催に向け、相互に連携を図りつつ大会準備を着実に進めるため、東京都と基本協定を締結したい。

協定の主な内容

- 役割分担
 - ・ 財団：大会の準備・運営に関すること
コンプライアンス・情報公開・ガバナンス確保等、適切な組織及び体制の構築と実施に関すること
 - ・ 東京都：大会の準備・運営に係る財団に対する必要なサポートに関すること
財団のコンプライアンス・情報公開・ガバナンス確保等に関する必要な助言及びサポート
- ガバナンス・コンプライアンスの確保
 - ・ 財団及び都は、ガイドライン等を遵守し、コンプライアンスの確保、ガバナンスの強化及び情報公開等に最大限努める。
- 国際的なプレゼンス向上とレガシーの創出
 - ・ 財団及び都は、レガシーの継承や都民参画の機会確保、東京の国際的なプレゼンスの向上に向けて取り組むとともに、財団は、都と協議の上、これらの主旨を踏まえた大会計画書を作成する。
- 契約等における公正性・透明性の確保
 - ・ 大会の準備・運営に係る契約行為等を適切に管理するため、財団は契約・調達管理に関する会議体（「契約・調達管理会議（仮称）」という。）を置き、本大会の準備・運営に係る契約行為等を付議
➡ 契約・調達管理会議は、都、財団、JOCの三者で共同設置予定

締結予定日

令和8年8月3日

- オリンピックQシリーズ2028東京は、LA28出場を目指す世界のトップアスリートが出場権を争う最終予選シリーズであるとともに、次世代に人気のアーバンスポーツと若者文化を融合させる都市型フェスティバルである。

当財団は、アスリートに最高の舞台を提供しスポーツの社会的価値を拡張するとともに、東京のプレゼンス向上と新たな都市型スポーツ大会モデルの提示を目指す。

この実現に向け大会を成功に導くためには、都民・国民、あらゆるステークホルダーの理解と協力が不可欠であり、当財団は適正なガバナンスが確保された公正で信頼される組織であることが求められる。この考えに基づき、大会開催準備を本格化させる基盤づくりを行うこととし、事業計画を次のとおり定める。

大会開催に向けた着実な準備の推進

- 各種計画の策定
 - ・ 大会開催基本計画を策定する。
 - ・ 大会開催に必要な各種計画を策定する（会場整備、輸送宿泊など）。
- IOCとの連絡／調整
 - ・ IOCに対し、必要に応じたコミュニケーション／リクエストを行う。
 - ・ 必要に応じて、ワークショップへの参加・ビジットの対応等を行う。
- 各ステークホルダーとの連絡／調整
 - ・ 各ステークホルダーに対し、必要に応じたコミュニケーション／リクエストを行う。
 - ・ アーバンスポーツおよびユースカルチャーの振興に必要な連携を図る。

マーケティングと広報活動

- マーケティング活動の推進
 - ・ 開催契約を踏まえ、JOCのマーケティングノウハウも活用して、IOCと調整し、大会のマーケティング活動を進めていく。
- 広報活動の実施
 - ・ 必要に応じた情報発信を行っていく。

事務局体制の強化と財政基盤の確立

- 事務局体制の強化
 - ・ 業務に応じた専門人材の確保など、事務局体制の強化を図る。
- 財政計画の策定と予算の効率的・効果的な執行
 - ・ 大会開催基本計画を踏まえ、財政計画を策定する。
 - ・ 予算執行段階において事業や実施方法を改めて検証し、コスト縮減を図る。
- その他（コンプライアンス、監査体制 等）
 - ・ 契約チェック体制の構築や利益相反問題の防止、情報の積極的な公開など、適切なガバナンスの確保に努めるとともに、コンプライアンス推進に係る基本方針、教育・研修計画を策定し、財団内でのコンプライアンスを推進する。
 - ・ 監査室、監事、会計監査人が密に連携する三様監査体制を構築し、不正の未然防止、早期発見のためのリスクアプローチの監査手法を導入する。

令和8年度 収支予算書 （正味財産増減計算書ベース）

令和8年8月3日から令和9年3月31日まで

一般財団法人 オリンピックQシリーズ2028東京財団

(単位:千円)

科 目	令和8年度予算額
I 一般正味財産増減の部	
1.経常増減の部	
(1)経常収益	
基本財産運用益	0
特定資産運用益	0
事業収益	0
受取補助金等	766,000
受取負担金	0
受取寄付金	0
雑収益	0
経常収益計	766,000
(2)経常費用	
事業費	200,000
会議費	3,000
旅費交通費	15,000
通信運搬費	5,000
消耗品費	6,500
広告宣伝費	10,000
委託費	160,000
雑費	500
管理費	566,000
会議費	10,000
役員報酬	5,000
給与手当	91,000
福利厚生費	4,000
法定福利費	3,000
旅費交通費	3,000
通信運搬費	5,000
消耗品費	5,000
光熱水料費	5,000
賃借費	200,000
支払手数料	10,000
委託費	225,000
雑費	0
経常費用計	766,000
当期経常増減額	0
2.経常外増減の部	
(1)経常外収益	0
経常外収益計	0
(2)経常外費用	0
経常外費用計	0
当期経常外増減額	0
税引前当期一般正味財産増減額	0
法人税、住民税及び事業税	0
当期一般正味財産増減額	0
一般正味財産期首残高	0
一般正味財産期末残高	0
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	3,000
指定正味財産期末残高	3,000
III 正味財産期末残高	3,000

概要

定款第5条及び令和8年度収支予算書の記載のとおり、当財団の設立者であるJOCから、大会の準備及び運営等のため、基本財産等を含め14.5億円を上限として拠出することの申出があり、受け入れることとしたい。

参考

○（決議事項とする根拠条文）

一般財団法人オリンピックQシリーズ2028東京財団理事会運営規程

第13条 理事会は、次の事項を決議する。

四 重要な財産の処分及び譲受け

○ 定款第5条（財産の拠出）

当法人の設立に際して、設立者が拠出する財産及びその価額は次のとおりである。

現金 金 3 百万円

○ 令和8年度収支予算書（令和8年8月3日 第1回理事会承認）

(1)経常収益 ⑤受取補助金等 予算額 766,000千円

設立当初から必要な契約案件について

概要

- 目的
財団法人設立に伴い必要となる法律及び税務の専門家による支援体制を構築など、設立当初から必要な契約を締結する。

契約方法・手続

- 速やかな契約締結が求められるため、複数見積を徴収した上で理事会決議を経て契約締結（財務規程附則2）
 - 競争性を確保するため、各業務5社以上に見積徴収を依頼。最安の見積額を提示した事業者と契約
 - 契約内容の履行能力等を考慮し、東京都競争入札参加資格有資格者名簿に登録している事業者や過去に類似大会での実績を有する事業者の中から見積依頼事業者を選定
- 理事会での決議後、契約予定者との契約締結手続を予定

契約情報の公表

- 契約結果や見積経過（参加事業者、見積金額）はHPで公表予定

○ 法律及び税務の専門家による支援体制を構築するために業務を委託したい。

No	件名	業務内容（仕様書の主な内容）	見積依頼事業者名（敬称略）	契約予定額
1	法律相談等支援業務 （単価契約）	○オリンピックQ-シリーズの開催準備に係る法律 相談等支援業務委託(単価契約) ○委託業務：法律相談業務（450時間）、 定款・規定・契約書等の翻訳・校正業務 等 ○契約期間：契約締結日の翌日から 令和10年7月31日まで	渥美坂井法律事務所弁護士法人	17,226,000円
			EY弁護士法人	辞退
			TMI総合法律事務所	辞退
			ブレインハート法律事務所	辞退
			弁護士法人関西法律特許事務所	辞退
2	税理士顧問業務	○税理士顧問業務委託 ○委託業務：会計税務処理体制整備支援、 会計・税務顧問業務、決算支援業務、 税務申告及び税務関係届出業務 等 ○契約期間：契約締結日の翌日から 令和10年7月31日まで	EY税理士法人	31,350,000円
			OAG税理士法人	13,035,000円
			税理士法人森田会計事務所	辞退
			デロイトトーマツ税理士法人	辞退
			PwC税理士法人	12,705,000円

※ 契約予定者が契約締結しない場合は次順位の事業者と契約を締結

○ オリンピックQシリーズのオフィスとして以下の物件を使用申請したい。併せて清掃業務を委託したい。

使用許可		
物件名	東京都庁第一本庁舎 4階南側（新宿区西新宿二丁目8番1号）	320.96㎡
使用期間	令和8（2026）年8月17日～令和9（2027）年3月31日（予定）※更新想定	
許可者	東京都	

※ 専用部清掃は都指定事業者である株式会社東京ダイケンビルサービスと契約締結予定
契約期間：令和8年8月17日～令和9年3月31日
契約金額：690,800円（税込）

設立者による契約の承継について

- 財団設立直後から組織運営を行うに当たり、最低限不可欠な以下の什器・備品・設備等は、設立者である公益財団法人日本オリンピック委員会が財団設立前に契約、発注したものについて、契約上の地位及び一切の債務を公益財団法人日本オリンピック委員会から財団に承継したい。
- 契約期間は、いずれも令和10（2028）年7月31日まで。

No.	件名	内容	金額見込み
1	パーソナルコンピューター（PC）等の借入及び保守・運用管理業務	○PC（100台）一式の調達、PCの基本キッティング（設定）作業、PC一式の設置及び動作確認作業、機器の保守作業 等	40,128,000円
2	スマートフォン等の借入及び保守業務	○スマートフォン（100台）等一式の調達、通信サービス契約の準備、SIMカード・端末識別番号等の整理、保守・故障対応 等	17,296,572円
3	ネットワーク構築・保守運用業務	○ソフトウェア・クラウドサービス等の選定・調達、Microsoft 365テナント構築、セキュリティ設定、バックアップ、ワークフローシステム 等	85,417,304円
4	オフィス什器の調達	○オフィス使用什器の調達（長机、椅子、シュレッダー、金庫、キャビネット、ロッカー、パーテーション、ディスプレイ等）	30,218,166円
5	オフィス通信環境整備・保守業務	○インターネット回線接続、Wi-Fiアクセスポイント、LAN配線、電源部材、ルーター、スイッチ、物理的通信環境整備 等	27,291,407円
6	オフィス電源設備工事・保守管理	○オフィス電源設備工事、保守管理、撤収作業 等	6,930,000円
7	複写サービス（複合機）に関する契約（単価契約）	○デジタルカラー複合機の調達、搬入・設置・初期設定、保守・点検・故障対応、消耗品供給、カートリッジ交換 等	4,753,056円
8	給与・社会保険等業務委託	○人事マスタ管理、給与計算、年末調整、社会保険及び労働保険諸法令に基づく帳票類の作成等、法定帳票作成等	3,674,000円
9	会計・経費精算システム導入業務	○会計システム及び経費精算システム（ライセンス付与含む）、承認ワークフロー、権限設定、公益法人会計基準への対応 等	6,348,870円
10	会計監査業務	○会計監査業務（法定会計監査、公的資金に係る監査対応 等）	7,260,000円

評議員会の開催について

- Qシリーズ財団の運営の方向性、第1回理事会の開催結果について報告
- **役員等行動規範**や**懲罰規定**など、理事・監事・評議員に関する各種規程類、報酬額を決議

概要

- 日時
2026年8月5日（水） 13:00～
- 場所
Japan Sports Olympic Square 会議室 3階 会議室2
- 出席者
井口評議員、大橋評議員、北島評議員
太田会長、栗岡事務総長、小林監事、渡邊監事
- 議事（案）
 - 1 報告事項
 - ・ 一般財団法人オリンピックQシリーズ2028東京財団の運営の方向性について
 - ・ 第1回理事会の開催結果について
 - 2 決議事項
 - ・ 各種規程類について
 - ・ 報酬額の決定について